

6 建 築 第 7 2 6 号
平成 2 6 年 4 月 3 0 日

京都府域を業務区域とする指定確認検査機関 代表者 様

京都府建設交通部建築指導課長

近畿建築行政会議 建築基準法 共通取扱い集に係る運用について（通知）

平素は、京都府の建築行政の推進に御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、近畿建築行政会議総則部会では、建築確認・検査に当たって、近畿圏内における建築基準法令の統一的運用を図るため、「近畿建築行政会議 建築基準法 共通取扱い集」を出版することになりました。

この度、本府において、下記のとおり適用することとしますので通知します。

記

- 1 適用日 平成 2 6 年 5 月 1 日から
※平成 2 6 年 5 月 1 日以降に確認申請（計画変更も含む）がなされる建築物に適用する。
- 2 「建築法令実務ハンドブック」改訂までの間の運用（平成 2 6 年 6 月 1 日まで）
現在「建築法令実務ハンドブック（改訂 2 版）」の改訂作業を行っておりますが、改訂されるまでの間の運用として、「近畿建築行政会議 建築基準法 共通取扱い集」と現行の建築法令実務ハンドブック（改訂 2 版）との取扱いに相違がある場合は、「近畿建築行政会議 建築基準法 共通取扱い集」の取扱いを先行して適用することとします。

6 建築第 7 2 7 号
平成 2 6 年 5 月 2 日

京都府域を業務区域とする指定確認検査機関 代表者 様

京都府建設交通部建築指導課長

「建築法令実務ハンドブック」の改訂について

平素は京都府の建築行政の推進に御協力いただき、感謝申し上げます。

さて、建築基準法をはじめとする建築関係法令の遵守とこれらの法令の適切な運用を目的として、建築法令実務ハンドブック改訂 2 版（平成 1 1 年 1 月 1 1 日発行）に取扱いを定め運用しているところですが、この度、内容を別紙のとおり改訂しましたので通知します。

また、この改訂により下記の通知については、廃止します。

なお、これらのことについては、宇治市と調整済みであることを申し添えます。

記

1 改訂内容

近年の法改正、日本建築行政会議（JCBA）や近畿建築行政会議の動きを踏まえて改訂を行ったもの（別紙のとおり）

2 理由

法令に即した適切な運用及び全国的な取扱いとの整合等を図るため

3 適用

平成 2 6 年 6 月 1 日以降に確認申請（計画変更を含む）がなされるものについて適用

（ただし、規制強化部分 「9-3 床面積の算定方法（片持梁構造）」については、平成 2 6 年 1 2 月 1 日）

※ 改訂版「建築法令実務ハンドブック」については、平成 2 6 年 5 月中旬頃に京都府ホームページに掲載する予定です。

4 廃止となる通知

平成 2 1 年 7 月 3 日付け 1 建築第 8 3 2 号

特殊な形式の倉庫「ラック式倉庫」に係る建築基準法上の取扱いについて

建築基準担当

Tel 075-414-5348

「建築法令実務ハンドブック」を改訂します

京都府建設交通部建築指導課
宇治市都市整備部建築指導課

「建築法令実務ハンドブック」は、建築基準法をはじめとする建築関係法令の遵守とこれらの法令の適切な運用を目的として、昭和61年に刊行し、平成2年及び平成11年に改訂を行ってきました。

近年、日本建築行政会議(JCBA)により、「建築物の防火避難規定の解説 2012」「基準総則・集団規定の適用事例 2013」「建築設備設計・施工上の運用指針 2013」等が発行され、平成26年5月には、近畿建築行政会議により、「近畿建築行政会議 建築基準法 共通取扱い集」が発行されます。

これらにより、「建築法令実務ハンドブック」の内容の見直しが必要となりましたので、全項目について点検し、必要な見直しを行いました。

改訂適用日 平成26年6月1日から

ただし、規制強化部分「9-3床面積の算定方法(片持梁構造)」については、平成26年12月1日

<改訂の基本方針>

- 原則として、全国・近畿共通の取扱いに合わせる(近畿共通取扱いはすべて適用する)。
- 府内特定行政庁で取扱いを極力統一する。
- その他、時点修正を行う。

<主な改訂内容>

- 緩和:軒下の床面積は、奥行き2mまでを算入しない。など
- 強化:片持梁構造の場合の床面積は、屋内的用途に供する部分のすべてを算入する。

詳しくは、京都府建設交通部建築指導課のホームページを御覧ください。

<http://www.pref.kyoto.jp/kenchiku/>

(京都府トップ>組織で探す>建設交通部建築指導課>京都府の建築と指導)

なお、「近畿建築行政会議 建築基準法 共通取扱い集」は、一般財団法人建築行政情報センターホームページ(<http://www.icba.or.jp/>)で購入してください。

建築法令実務ハンドブック/開放渡り廊下等のある場合の防火中心線/外壁の開口部/児童福祉施設等/スポーツの練習場/床面積が50㎡を超える居室/長屋/物品販売業を営む店舗/居室/補強コンクリートブロック造の塀/換気上有効な開口部/採光有効面積の算定/屋外階段の幅/直通階段/屋外階段に面する排煙設備の開口部/2以上の直通階段の設置を必要とする場合の位置/特別避難階段のバルコニー又は付室と、非常用エレベーターのバルコニー又は付室との兼用/屋外階段からの避難/敷地内の通路(避難用の通路)/維持管理上常時鎖錠状態にある出口/屋外避難階段から2m未満(階段室は除く。)のガス機器の設置について/開放できる部分の位置及び面積(排煙)/天井から下方80cm以内の距離/防煙壁/排煙設備の設置/防煙区画/排煙設備の構造/排煙設備の「特殊建築物の主たる用途に供する部分」/排煙設備の告示適用について/常用照明装置/床面において1lx以上の照度/非常用の進入口/昇降機の昇降路の部分の防火区画(堅穴)について/「停電の場合においても……の照明装置」/非常用エレベーターの乗降ロビー/エレベーターの機械室について/道路幅員の測定方法/道路の後退部分の明示方法/長屋の敷地内の通路/自動車車庫等の位置/第一種低層住居専用地域内の建築/第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域内の建築/商業地域内の建築/建築物の屋上に設ける自動車車庫の用途規制/敷地が3種類以上の地域、地区にまたがる場合/小屋裏等利用の収納庫/建築面積の算定方法/床面積の算定方法/建築物の屋上に設けられる昇降機の乗降ロビー/建築面積の敷地面積に対する割合の緩和/道路の幅員と建築物の高さ/道路斜線の制限の緩和(セットバック等)/高さ31メートルを超える部分の各階/防火界壁/筋かい(斜材)等の耐火被覆/耐火建築物の屋根に設けるアクリル製ドームのトップライト/準耐火建築物の外壁/防火区画/メソネット型共同住宅の住戸内階段、堅穴区画/調理室等、内装制限のかかる室の垂れ壁/耐火構造の耐火時間の階数/特殊な形式の倉庫/対象建築物の範囲/日影が規制時間の異なる区域の内外にわたる場合/規制値を測定する水平面/測定線/建築物の敷地が隣地、連接地より1m以上低い場合のみなし地盤面/法第56条の2における規制対象建築物の事例/規制適用の有無